

会員 各位

都城商工会議所
会頭 安田耕一

「令和6年能登半島地震」災害義援金ご協力のお願いについて

謹啓 平素より当商工会議所事業に関しましては、格別のご協力を賜り深謝申し上げます。

皆様ご高承のとおり、1月1日、石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生し、現在も余震が続くなど、甚大な被害が発生しております。この地震被害に対しまして、日本商工会議所から全国の商工会議所を対象に災害義援金の募集を行う旨、要請がございました。

当所といたしましても、被災地における被害の甚大さに鑑み、会員企業の皆様に、義援金のご協力をお願いすることといたしました。

つきましては、本趣旨をご賢察のうえ、皆様の格別なるご協力をいただきたく、何卒ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、ご協力をいただけます場合には、下記の要領にてお手続きいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬白

記

1. 名称：「令和6年能登半島地震」災害義援金
2. 義援金額：1口1万円とし、希望口数とします。（誠に勝手ながら、ご送金頂く際の振込手数料につきましては、貴社のご負担にてお願い致します。）
3. 寄付及び申し込み方法
 - ①義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月22日（木）までに、FAXにてご連絡ください。
 - ②ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2月26日（月）までに別紙「振込連絡票」に記載しております指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。
4. その他
 - ①本義援金は、当所で取りまとめ、日本商工会議所を通じて、被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈いたします。
 - ②本義援金は被災事業者の事業再開、観光回復に係る事業等に活用していただく予定です。
 - ③本義援金は、税制上、一般寄付金の取扱いになります。
＜個人の場合＞所得控除されません（認められません）。
＜法人の場合＞損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。
※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人は一定の金額の所得控除が可能なほか、法人は全額の損金算入が可能です。それをご希望される場合は、国または地方公共団体への募金をご検討いただけますと幸いです。
 - ④領収書は、義援金を振込む際の控えをもって、替えさせていただきます。
 - ⑤本件についてのお問い合わせは、都城商工会議所 総務課（TEL：0986-23-0001）までご連絡ください。

以上